

令和 7 年 度

教育委員会定例会（5月）議事録

四條畷市教育委員会

1 開催日時・場所

令和7年5月28日(水) 10時00分から11時13分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学 校 教 育 部 長	阪本 武郎	社 会 教 育 部 長	西尾 佳岐
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
教 育 総 務 課 主 任	花田 僚助	社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長	賀藤 久道
学 校 教 育 課 長	胡 健太	兼 公 民 館 長	
		文 化 財 課 長	西岡 充
		文化財課長代理兼主任	實盛 良彦
		図 書 館 長	田中 学
		社会教育部上席主幹兼	
		図 書 館 主 任	太田 由美子

その他出席者

総合政策部次長兼秘書政策課長 板谷 ひと美

田原支所次長兼課長 上嶋 卓視

4 議事録作成者 教育総務課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第13号 四條畷市社会教育委員の委嘱について

議案 第14号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案 第15号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について

報告 第8号 四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

報告 第9号 四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会委員の委嘱について

木村教育長	<p>只今から5月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
木村教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。</p> <p>本日の議事録署名者は、佃委員にお願いいたします。</p> <p>議題に入る前に、会議の円滑な運営の観点から、審議する議案の前に、教育委員会事務局以外の部署におけるその他案件2件の報告を受けた後、議題の審議を行いたいと思いますが、委員の皆様これに異議はございますか。</p> <p>( 「異議なし」の声 )</p>
木村教育長	<p>それでは、まず、その他の案件2件に移ります。</p>
上嶋田原支所次長兼課長	<p>昨年5月の教育委員会定例会におきまして、公共空地等活用基本計画策定支援発注に関しご説明申し上げ、本年3月に公共空地等の未利用地に関する活用基本計画（田原地域）を策定しましたので、その概要説明をさせていただきたいと存じます。</p> <p>加えて、計画策定と並行して住民参画型での整備も検討すべく、市民との協働で公園整備に関し、知見を有する大阪公立大学の増田名誉教授に相談し、様々な検討を行いましたので、あわせてその概要も説明させていただきます。</p> <p>【概要版】公共空地等の未利用地に関する活用基本計画（田原地域）の資料の本事業及び調査の目的をご覧ください。本計画は、四條畷市個別施設計画【公共施設】等を踏まえつつ、田原地域の活性化をめざし、同地域内の公共空地等を活用した地域活性化を目的とした土地活用に関する基本計画を策定したものでございます。</p> <p>次に、基本条件をご覧ください。コンセプト、優先順位を決めるための活用対象地の選定、導入機能効果を検討し、田原台六丁目の市街化区域内の山林である対象地①の管理運営計画を決定いたしました。</p> <p>対象地①の所在は、田原台六丁目3番1で、面積は約37,000㎡あり、所有者は四條畷市となっています。この土地は、クヌギなどの広葉樹をはじめ、笹、蔦、椿なども点在しており、人の手が入っていない自然林となっており、周辺道路からの高低差が約40～50mあります。</p> <p>資料右上の事業を着手した場合における対象地①の概算事業費の算出としては、整備費が約11.4億円、維持管理運営費が年間で約3,800万円、</p>

(上嶋田原支所次長  
兼課長)

事業用収入が年間で約510万円との試算となりました。

裏面の整備計画の検討(対象地①)をご覧ください。地域住民からのご意見や民間事業者からのヒアリング等を踏まえ、土地の有効活用できる10サイト程度のデイキャンプサイトと大造成が必要なD案を採用しており、右側に整備計画のイメージパースとゾーニング図を掲載しております。検討過程ではA案からD案まで検討したなかで、土地の有効活用できるD案を採用しております。

続いて、今後についてをご覧ください。スケジュールとしては人員体制、資金調達等の諸条件が整ったうえで、着手から5年程度の期間を要する状況でございます。

次に、別でお配りしています田原台六丁目の未利用地(山地)の今後の取組みについてをご覧ください。こちらは、大阪公立大学の増田名誉教授からのご意見やご助言により作成した資料でございます。まず、Ⅱこれまでの経緯とこれからの方向性をご覧ください。本年3月に策定した公共空地等の未利用地に関する活用基本計画(田原地域)において、まちの活性化や適切な山林管理を目的として、自然との交流や地域との交流を通じて子育て・学び・遊びのコンセプトなどが森の活用法として示されています。このコンセプトに基づきまして、田原地域にふさわしい人と自然の新たな関わり、公と民との新たな協働を順応的に実践するプログラムを持った(仮称)地域主体里山づくりとして保全・活用をめざそうとするものでございます。

同教授から、「里山保全を行うにあたり、こどもの学習としてボランティアを募集してはどうか」、また、「里山を環境学習ができる場所としてはどうか」といったご助言をいただきました。

このようなことから、まだ構想段階ではございますが、自然体験の実践の場を作るべく、公民連携における活動や話し合いの場としてプラットホームを設け、より多くの市民や企業、周辺の学校など、多様な方々にご参加いただきたく行政から保全活動やイベントに関する情報提供を積極的に行い、ニーズ対応型管理手法での(仮称)「地域主体の里山づくり」を段階的に進めていきたいと考えております。

先ほどご説明申し上げましたとおり、基本計画のいわゆる整備によるハード的な取組では約11.4億円の費用を要することになるため、すぐの着手が困難でございます。従いまして、まずは田原台六丁目の山地を地域住民の方々と一緒に整備を図るスモールスタートとして住民参画型でのいわゆるソフト整備を行うべく市民との協働で取組を始めようと考えております。つきましては、今後、教育委員会や田原地域の学校にもご協力をお願いすることもあると思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、田原支所からの説明とさせていただきます。

木村教育長	<p>ここで、暫時休憩といたします。</p> <p>( 暫時休憩 )</p>
木村教育長	<p>休憩を閉じまして、2つめのその他の案件をお願いします。</p>
板谷総合政策部次長 兼秘書政策課長	<p>先の2月5日及び4月30日の総合教育会議を経て、教育委員会事務局とともに検討を進める令和8年4月に向けた機構改革(案)について、そのあらましが見えてきましたので、市長部局より現段階の案を資料に基づき説明させていただきます。</p> <p>まず、2ページをご覧ください。平成19年を起点とする法改正のなか、教育委員会の職務権限となっている社会教育に係る内容について、条例の定めに基づき地方公共団体の長が管理、執行できることとなり、他団体におかれても段階的に市長部局への移管が進みつつある現状にあります。</p> <p>加えて、本市においては令和7年度をもって現在の教育大綱が計画期間の終了を迎えるに際し、これまでの総合教育会議において、市長から、次期大綱については地域振興や健康づくりなどの行政施策と連携した文化、スポーツ活動の充実など、生涯学習分野を盛り込むべく、視座を広げた内容としたこと、また、新たな大綱の実行性や効果を見据えれば、ふさわしい組織体制を含めた方策の検討にあたりたいことが示されました。</p> <p>これらの経過をもとに、先の総合教育会議において、市長からは、「地域振興施策や子ども子育て施策、健康施策、福祉施策などと親和性が高く、更なる相乗効果の創出が図れる社会教育分野の取組を市長部局へ」、教育長からは、「学校運営と親和性が高く、不可分な業務は教育委員会で所管」という両者の意向が共有されました。</p> <p>また、公共施設再編整備の側面では、今後、施設整備を進めていく南中学校跡地施設について、「多世代が集い、コミュニティの輪を広げ、魅力、活力、賑わいに満ちた空間」と定めたコンセプトに照らし、運用を見据えた整備内容とするため、建設後の所管課の特定が急がれる状況にあります。</p> <p>以上の方針、方向性に即して、市長をトップに教育委員会事務局を交えた庁内部長級職員で組む機構改革調整会で取りまとめた内容が3ページにお示ししています機構改革の概要となっております。</p> <p>なお、具体的な検討に先立ち、資料1ページに戻り、4月14日に市長より機構改革の基本方針が示されています。概要として、記載のとおり3つの視点を掲げており、令和8年4月の機構改革においては、①住民視点の観点から、施策間連携の拡充等による市民サービスの広がり追求、また、市民への約束である所信表明及び市政運営方針を参酌、とりわけ新たな大綱の策定や南中学校の跡地整備を下支えする意図をもった検討を行うとしています。</p>

(板谷総合政策部次  
長兼秘書政策課長)

それでは、組織機構の変更点を申し上げます。3ページの資料の下半分のイメージ図のうち、左側が現在の内容、右側が新たな機構の案となっています。

社会教育部を市長部局に移管するにあたっては、まず、地域の活性化、生涯学習の広がり担当の新設部①を創設のうえ、現在、市民生活部地域振興課で担当する産業振興の事務を新設課Aで所管、残るコミュニティ活動、地域振興部分については、新設部①に移したうえ、新設課Bで所管します。そのうえで、新設課Bを南中跡地施設の所管課とします。

次に、現在、社会教育部が所管するスポーツ、文化、公民館の事務については、市長部局の新設部①に新設課Cを設置のうえ所管し、文化財と図書館は既存の組織体制を維持し、市長部局に移行します。

加えて、学校教育部に新設課Dを創設し、教育委員会で引き続き担われる、ふれあい教室や放課後子ども教室、青少年健全育成を所管、また、新たな教育長のもと、家庭・地域・学校との連携を推進する課として、教育総務課が担当する学校施設の地域開放や学校教育課のコミュニティスクールの取組を所管します。

最後に、現在、スポーツ・青少年課が担当するひきこもりの相談事業については、健康福祉部が進める重層的相談支援体制整備の枠組みのなか、教育委員会と連携のもと、個々の状況に応じた支援へとつなげることができるよう、福祉政策課の所掌へと移管します。

これらの案について、社会教育部では、大きく関係する社会教育団体など、関係者への丁寧な説明が必要と認識されており、それら団体に対し、今後の体制や取組に期待することなど今後聞き取りを行う予定と聞いています。

今後も庁内での詳細にわたる検討にあたり、意見聴取を踏まえ、7月及び10月をめぐりに開催する総合教育会議を通じ、市長と教育委員会皆さまとの協議、調整を重ね、最終的な意見のまとめへとつなげていきたいと考えています。ついては、引き続きのご検討、意見交換をよろしくお願いいたします。

山本教育長職務代  
理者

総合教育会議で申し上げたことと重なると思いますが、私としては、例えば、青少年の課題、不登校から始まりひきこもりとなっている若者がいて、ある時突然、ひきこもっていたことが明らかになるということが今まで全国の事例としてあったと思います。それについては、学校の問題ということでなくて、青少年健全育成という観点から市長部局との関連も必要であると常々思ってきたところですので、そのひきこもりの事業等を健康福祉部で行っていただけるということで、市全体の方向としてはとても見えていくのではないかと考えています。また、生涯教育については、現在、文化・公民館振興課で行っていますが、生涯教育をしていく初歩的な段階については学校教育でもできるのですが、それを生涯見通したところについては、市全体で

(山本教育長職務  
代理者)

考えていく方向性というのは必要かと思しますので、全体の方向としては、教育委員会及び市長部局で連携していく方向としては素晴らしい方向になっているのではないかと考えています。

そのうえで、少し危惧するところが何点かあります。一番危惧するのは図書館なのですが、本市の図書館については、学校図書館と非常に密接な関連をもって行っていることがあります。多くの他市は図書館に関して、すでに市長部局に移管されていると聞いていますが、本市の場合には、特に学校図書館との関連がとても大きいので、そこが市長部局に移管されることによって、どうなるのかという危惧を持っているところです。総合教育会議では、市長から当然そのような連携は図っていくことをおっしゃっていましたが、実際、具体的な運用として連携という形でいっても、事業として実際に成立していくのかと非常に気になる場所ですので、その点については、くれぐれも教育委員会事務局との間で意思疎通を図っていただきたいと思っています。

それからもう1点、特に学校教育に関係するところで、一番の問題は放課後の児童健全育成と思うのですが、そのあたりを教育委員会の方の所管にさせていただいたというのは、とてもありがたいと思っています。

尾崎委員

この機構改革について、教育振興基本計画という教育委員会が策定した計画がございます。そこから見まして、1つは四條畷市の教育振興基本計画の特徴として、学校教育分野と社会教育分野の両方を包含した形で計画が立てられております。

教育委員会では社会教育分野としておりますが、先ほどより市長部局等では、生涯学習という用語が使われております。これは同一のものであろうということで考えさせていただきたいと思いますが、そのことにつきましては、教育振興基本計画において基本方針4豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援に位置づいております。この内容がちょうど機構改革と軌を一にするのですが、内容的には芸術、スポーツ、文化財、それから図書館、このようなものが含まれております。

これがちょうどこの新たな機構改革によって、今後、成立させようとなさっている部分と軌を一にするということで、非常に整理された形になっているのではないかと、無理のない機構改革であるということを申し上げたいと思います。

先ほどより職務代理からご指摘のありました図書館のことですが、教育振興基本計画の中で、若者を中心とした読書離れというのは課題として挙げられております。ここにつきましては、子ども読書活動、学校教育と非常に関連が深くございます。

これを中心にして展開をなさっているということで、今後も教育委員会との連携が視野に入っていると思います。今後、これは引き続き期待できるの

<p>(尾崎委員)</p>	<p>ではないかと思っておりますので、この機構改革において非常にスムーズにいくのではないかと期待をしております。</p> <p>この機構改革について、少し外れたことになるかと思うのですが、機構改革の基本方針にあります②行政視点で、機構改革をとらえた事務の再整理というところで、私なりの思いがあり、直接機構改革に関わるのかどうかということなのですが、この機会ですので発言をさせていただきたいと思っております。それは、教育総務課に関わることでございます。教育総務課も学校教育課と同様、非常に業務内容が多様に、そして昨今の状況を踏まえまして、非常に増えております。特に、懸念いたしますのは、教育委員会議の内容が非常に内容的に膨大であり、質的にも高いものになっていると考えております。また、総合教育会議との連携ということもあり、その業務量という点で、非常に教育総務課の負担があるのではないかと思います。この新設課として新しく全体として1つ課を増やしていただければ、内容的には工夫をいただきたいところではありますが、現在、教育総務課が過重に抱えております業務について何か工夫をしていただけたらありがたいという思いがございますので、可能でございましたら機構改革の検討の中にこういったことも加えていただければありがたいと思っております。</p>
<p>佃委員</p>	<p>これからますます進むであろう少子高齢化のことを考えますと、市長がご提言されている子ども子育て支援や生涯学習分野を充実させるということも必須なことでもありますし、そのためにもこれについて機構改革をさるという案を出していただいたことに敬意を表したいと思います。</p> <p>その中で、市民活動の活性化という視点、市長もおっしゃっている市民中心のまちづくりを考えますと、この新設課のBやCそして文化財課などが市長部局にあることのイメージが大変わかりやすく湧くので、これは先ほどもお2人の委員が仰ってましたように、すっきりするなと思って見せていただいていた。</p> <p>ただ1点、私も図書館のことは、市の中でも最たる知的の財産であり、それが教育委員会の中にあるという意義を大変重要ではないかなとずっと思っておりましたので、若干の寂しいという思いもございますが、今後施設の再編整備等も進める中で、この図書館が市長部局にあることにより、さらなる豊かな再編整備計画に資する中心となる期待も込めれば、これはありえるのかなとも思いました。</p> <p>ただ、上級官庁との絡みで今回機構改革をすることによっていろいろなねじれ等が出てくると思うのですが、そのあたり具体的に教えていただけますでしょうか。</p>
<p>阪本学校教育部長</p>	<p>現状、従来からも、ふれあい教室は児童の居場所等の関係から厚生労働省にございました。また、図書館について、またスポーツ・文化もそうですが、</p>

<p>(阪本学校教育部長)</p>	<p>国レベルでは文部科学省あるいは一部は大阪府教育庁でございます。</p> <p>このあたり、地方自治体と上級官庁とのところについては、少し所管が違ふということでございますが、ここはしっかりと連携あるいは共有しながら情報収集して進めていきたいと考えています。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>まず、図書館のことについて、近隣の図書館で市長部局に移管されていないところもあると思います。市長部局に移管されているところは当然すばらしいなと思うのですが、移管されていないところで私は近隣で図書館の中で一番すばらしいと思うのは、枚方市であり、教育委員会の中でもとてもすばらしい図書館を持っていると認識をしています。</p> <p>市長部局に図書館が移管されるのであれば、現状の図書館ではなく、やはり他市に劣らないようなまたは他市にないような図書館にぜひしてほしいと思っています。</p> <p>教育委員会の視察でいろんなところに行かせていただき、図書館についてもいろんな全国の事例を見せていただき、一番すばらしいと思うのはまちづくりの観点から図書館が中心に位置付けられているという市の図書館はすばらしいなと思いました。</p> <p>子ども読書活動推進計画の中で田中館長が触れておられる図書館のイメージがまさしくそういうところの図書館であると思っていますので、市長部局に移管することにより、そのような図書館が本市の中にできるとすばらしいと思いますので、ぜひそういう点を考慮し図書館の移管を考えていただきたいと考えています。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>いろいろ説明いただきまして、保護者という立場からこの案を聞き、今皆さんのこのアンテナに触れている図書館という存在のいろいろな方面で考えられているのはとてもありがたいなと思いますし、子どもにとっての価値はどこにあってそれは大切にされるだろうけれども、これがゆがんだ形にならなければいいなと思っております。</p> <p>少し小さな点にフォーカスした意見にはなりますが、思いのほか、学校内で行われている読み聞かせが子どもの心に届いているというのがあります。子どもの多くが感想を述べるというのは、なかなか届かないのですが、読み聞かせに関しては幼い子どもから割と高学年に至るまで心に響いているのだなという感想をいろんな子から聞きます。ですので、今こう議論になっているところはありますが、そこは皆さんのこの考えに私としては眺めさせていただきながら、やはり子どもにとっての価値というものが現段階で影響していることを少し述べさせていただきたいなと思います。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>それでは他部署からの報告についてはここで以上とさせていただきます。ここで、暫時休憩といたします。</p>

木村教育長	<p>( 暫時休憩 )</p> <p>休憩を閉じまして、それでは議事に入ります。 議案第 1 3 号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。</p>
神本社会教育部次長 兼スポーツ・青少年 課長	<p>議案第 1 3 号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。</p> <p>本案件は、社会教育法第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、四條畷市社会教育委員を委嘱することについて、議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、四條畷市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要が生じたため、本案を提案いたしました。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。任期は令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日までの 2 年間でございます。新旧対照表の新任欄に丸がついている 3 名の委員に変更がございます。新たな委員としましては、社会教育の関係者として、四條畷市文化協会から西口久美子氏、同じく社会教育関係者としてスポーツ団体を代表して四條畷市体育協会から我那覇幸喜氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、四條畷市 P T A 協議会より西垣内愛氏を挙げております。性別は男女比 5 対 5 となっております。</p>
木村教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>( 「なし」の声 )</p>
木村教育長	<p>私から 1 点、芝田委員の所属は、四條畷南小学校と正式に表記した方がよいのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>ここでお諮りいたします。議案第 1 3 号 四條畷市社会教育委員の委嘱については、表記の書き換えをしていただいたうえ、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>( 「異議なし」の声 )</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、議案第 1 3 号 四條畷市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第 1 4 号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
賀藤社会教育部副	<p>議案第 1 4 号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてでござい</p>

<p>参事兼文化・公民館 振興課長兼公民館 長</p>	<p>ます。</p> <p>本案件は、社会教育法第30条第1項の規定に基づき、四條畷市公民館運営審議会委員を委嘱することについて、議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、四條畷市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要が生じたため、本案を提案いたしました。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間でございます。新任欄に丸がついている1名の委員に変更がございます。新たな委員としましては、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認めた者として、小西貞子氏を挙げております。委員の男女比は2対8となっております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
<p>木村教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第14号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>( 「異議なし」 の声 )</p>
<p>木村教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第14号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第15号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>田中図書館長</p>	<p>議案第15号、四條畷市立図書館協議会委員の任命について、図書館法第15条の規定にもとづき、四條畷市立図書館協議会委員を任命することについて、議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、本年5月31日をもって、協議会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命する必要が生じたため、図書館法第15条の図書館協議会の委員は当該地方公共団体の教育委員会が任命するとの規定に基づき、本案を提案するものでございます。</p> <p>別紙の四條畷市立図書館協議会委員新旧対照表をご覧ください。委員定数は、四條畷市立図書館協議会条例第3条の規定により10名でございます。候補者は、10名中8名が現委員の継続であり、変更は学校教育の関係者の2名のみとなり、2名とも市内の学校長でございます。なお、男女性別比は、3対7でございます。任期は、同条例第4条の定めにより2年であり、令和</p>

(田中図書館長)	7年6月1日から令和9年5月31日までとなります。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	<p>様々なことで恐れ入りますが、前の2つの議案の新旧対照表における委員の方々の備考欄の記入についてです。</p> <p>この図書館協議会の委員につきましては、選出根拠としてだと思っておりますが、その属性のみが記されておまして、先ほどの可決いたしました議案におきましては、現職等が書かれております。これについては何か決まり根拠等があるのでしょうか。この違いについて教えてください。</p>
古市教育総務課長	事務局代表として、特にそういう根拠というのはございません。
尾崎委員	<p>瑣末なことでするので、特段はございませんが、もし統一されるのであれば選出根拠としての属性のみでよいのではないかと考えておりますので、事務の効率化の観点からもそのことを参考にいただけたらありがたいと存じます。</p>
木村教育長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
木村教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第15号 四條畷市立図書館協議会委員の任命については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>( 「異議なし」 の声 )</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、議案第15号 四條畷市立図書館協議会委員の任命については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第8号 四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
胡学校教育課長	<p>報告第8号 四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱について、報告いたします。</p> <p>四條畷市立学校結核対策検討委員会条例第4条第1項の規定により、別紙のとおり四條畷市立学校結核対策検討委員会委員を委嘱したことを報告いたします。</p>

(胡学校教育課長)	<p>昨年度からの変更点として、養護教諭を代表する者が吹野委員から円尾委員に変更になっております。その他の委員に変更はございません。なお、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。</p>
木村教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
木村教育長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第9号 四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
神本社会教育部次長 兼スポーツ・青少年課長	<p>報告第9号 四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要が生じたため、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第4項の規定に基づき、四條畷市指定管理者選定・評価委員会の委員を別紙のとおり委嘱しましたのでご報告いたします。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。委員の変更はございません。男女比は4対1です。委嘱期間につきましては、令和7年8月1日から令和9年7月31日までの2年間でございます。</p>
木村教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
木村教育長	<p>それでは、その他の案件に移ります。</p>
胡学校教育課長	<p>学校運営協議会委員の任命について、報告いたします。</p> <p>4月の教育委員会定例会では、任命できていなかった四條畷中学校区の学校運営協議会委員を任命しましたので、ご報告いたします。四條畷中学校区で高山匡貴氏を任命いたしました。詳細は、別紙の委員名簿のとおりです。</p>
神本社会教育部次長 兼スポーツ・青少年課長	<p>スポーツ・青少年課より、四條畷市青少年指導員の委嘱についてご報告申し上げます。四條畷市青少年指導員の委嘱についての資料をご覧ください。</p> <p>四條畷市青少年指導員に関する要綱第7条に基づき、適任者を委嘱したことを報告いたします。表のとおり新たに3名の方を令和7年5月1日付で委嘱しました。別添の令和7年度四條畷市青少年指導員名簿をご覧ください。新たな委員は、黄色のマーカーにてお示ししており、田原中学校区に1名の</p>

<p>(神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長)</p>	<p>交代、2名の欠員補充となりますことから、青少年指導員の人数は58人となります。委嘱期間につきましては、他の委員の残任期間と同様に、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとなります。</p>
<p>西岡文化財課長</p>	<p>文化財課より、四條畷市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、ご報告申し上げます。お手元の四條畷市文化財保存活用地域計画協議会委員新旧対照表をご覧ください。</p> <p>令和7年4月の教育委員会定例会において、報告第6号で四條畷市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、令和7年3月27日時点をご報告しましたが、令和7年4月1日付の人事異動により、本市職員をはじめ各機関において委員4名の異動があったことから、四條畷市文化財保存活用地域計画協議会条例第4条第1項の規定に基づき、四條畷市文化財保存活用地域計画協議会の委員を新たに委嘱しましたのでご報告いたします。こちらにつきましては、令和7年5月2日時点の名簿となっており、16人の委員のうち、新旧対照表中央付近の新任欄に○がついているのが新たに委嘱した委員となり、新任3人と所属部局変更1人でございます。委嘱期間につきましては、前任委員の残任期間である令和9年3月26日まででございます。</p>
<p>神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長</p>	<p>社会教育施設の指定管理者募集につきまして、令和8年4月からの4施設の指定管理者選定を行ってまいりますので報告するものです。四條畷市社会教育施設の指定管理者募集についての資料をご覧ください。</p> <p>指定管理者の選定を行う4施設は、①市民総合体育館及び体育施設、②野外活動センター、③歴史民俗資料館、④教育文化センターでございます。指定管理期間としましては、①から③の施設は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、④は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。募集要項の配布は6月16日から7月22日とし、施設ごとに担当窓口での要項配布を行います。また、市ホームページでもダウンロードできるようにします。その他、申請の受付期間、選定委員会の開催、審査結果の通知は資料のとおりとなっております。最後に指定管理者の指定は、令和7年12月市議会定例議会の指定議決後となりますことを報告いたします。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>平成30年11月策定の学校再編整備計画に基づき、教育委員会や学校では、様々に取り組んでまいりました。一定の年数が経過した今、教育委員会事務局としてその成果と課題を検証したうえで、今後の学校整備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>まずは、教育委員会事務局内での議論を始めたく、次の観点を想定して進めてまいります。</p> <p>1つめとして、国や大阪府の動向の確認です。</p>

<p>(古市教育総務課長)</p>	<p>2つめとして、先進事例の研究です。教育委員会では、一昨年度、昨年度にいくつかの先進校を視察させていただいたことを踏まえ、他市の先進的な取組を整理します。</p> <p>3つめとして、前回の学校再編のプロセスをふり返り、合意形成や情報共有などの方法について確認します。</p> <p>4つめとして、環境の変化です。近年、特にコロナ禍以降、地域との連携、教育内容や指導方法の多様化、教職員の働き方改革など、再編以降の環境変化を把握し、今後の学校のあり方を検討します。</p> <p>5つめとして、市内全域における年少人口の動態です。本市人口ビジョンの推移と推計等を中心に、本市児童生徒の動態を検証します。</p> <p>最後に、学校施設の老朽度や時代に応じたより良い教育環境の向上、新しい時代の学び舎の整備の推進について検討します。</p> <p>以上の6つの観点を踏まえ、教育委員会事務局としては、学校再編後の進捗状況を検討し、次なるステップへと進めてまいります。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>このことについて、委員の皆様、ご意見等ありましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>学校再編整備については、本市がすごく長い間かかっているという印象を持っています。今、課長が言われたように、平成30年に学校再編整備計画が策定され、現在、学校施設整備方針という形で大きな骨格を決めているかと思います。私自身の個人の感想としましては、平成30年に計画を策定した時には、四條畷東小学校が四條畷小学校に統合される、また四條畷南小学校を小規模校として残すという形で、以降どうするかということについての検討という形になったかと思います。</p> <p>実際には私自身も責任があるかと思うのですが、南小学校の今後については、平成30年度以内ぐらいに形を決定するということの中で、内容としては義務教育学校にするかしないかということを含め検討するということで来たかと思うのですが、その検討をしないままに至っているかと思います。</p> <p>この間、我々としては全国のいろんなところを見て回りました。先ほど課長からありましたように、見ていく中でとても大きな教育環境の全国的な変化があったかと認識しています。そういうところを踏まえて検討していく中で、もう少し四條畷市の教育を大きな観点から見ていく必要があるのではないかと考えます。</p> <p>1つは、私どもは人口動態だと思っています。さらに、これから学校を再編していくことについては、20年後、30年後の人口がどうなってくるのか、子どもたちの数がどうなっていくのかということ踏まえ、検討していく必要があるかと思っています。</p> <p>また、教育の中身がこの数年の間でもすごく変わったと思っています。というのは、個別の教育をしていく必要性、そのことが教育環境の中から出て</p>

(山本教育長職務  
代理者)

きたという印象を持っています。そういうことを踏まえ、学校のあり方を考えていかなければならないかと思っていますので、個人的には南小学校を小規模校のまま存続させてきたことについてはある一定の評価ができるのではないかと考えていますが、今後さらに、それをどうするかということについては、大きな課題であると思っています。

義務教育学校で言いますと、田原小学校、田原中学校ということが、その当時から義務教育学校として検討されていますし、さらに田原中学校が土砂災害警戒区域内に入っていますので、そのことも含め早急に対応しなければならないということもありますので、検討していかなければならないと考えます。

いつまで検討するのかという話になりますが、平成30年から含め7年8年経っていますが、また来年再来年にすぐに結論が出るべき問題ではないと思っています。

先ほど言いましたが、今後の四條畷市の人口の動態等を考え、本当にまちづくりの観点の中でふさわしい学校の形あるいは学校の数、そういうことを考えた上で検討していく必要があるかと思っておりますので、もう少し時間をかけて、いろんな検証を含めしていく必要があるかと認識をしています。

佃委員

6つの観点を示していただき、ありがとうございました。

本当に最近よく聞きますのは、コロナ禍以降の不登校児童生徒の急激な増加により、個別最適化された学びが大事だとは言いますが、では学校はいらないのではないかという議論が本当に聞こえてくるぐらい、自分自身で学ぼうと思えば学べる、また生成AIへの活用等教育DXの進展により、学校教育というものが少しずつ変わっていきつつあるという中での学校というものを考えていかないといけない時代に到達してきたなという感じです。

もちろん、小規模校の問題もありますし、では義務教育学校は大変成果を出しているのかということへの答え、まだまだいろいろな市町村先進校も提案をされていますが、これだというものが無い。それから四條畷市だからこぞできる教育というものについては、本当にこれから充実した議論が必要だと思っていますので、この教育DXの進展、さらにこれまで先進的になさっていたあたりのところの成果そして課題を、四條畷市に合わせ考えてみたらという点を常々踏まえ、今後じっくりと検討していただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

尾崎委員

先ほど6つの観点を言っていただきました。

その中でもふり返りまして、私なりに思いますところは、実に多くの先進校を視察し研究させていただきました。様々な施設それから学校形態としても様々、よくあれだけたくさんのが視察できたなと思っております、事務局の皆様のご苦労があったからだろうと思っておりますが、大変よく勉強させていた

(尾崎委員)	<p>いただきました。</p> <p>その中、教育委員会会議で様々議論がございましたが、長寿命化というこれは単に今使える施設をさらに寿命を伸ばすというようなレベルのものではなくて、新しい教育にフィットしたような施設になるようにという単純な建物の寿命延長ではないというところに、私も含め各教育委員が一定の見識を持つことができたのではないかと自負をしております。そういうことも十分に生かしていきたいと思いますが、私は交野市の教育委員もかつてしており、交野みらい学園が義務教育学校として、この4月からスタートしました。素晴らしい点多々ございますが、同時に課題もやはりあります。予算の面で1つの学校に算出方法にもよりますが、100億円近いお金がかかったのではないと言われております。そういった中で、他の学校とのバランスをどうとっていくのかということも1つ大きな課題として残されております。</p> <p>今後のことを考えますと、学級編制基準がどう幼年児童の人口動態と併せ、こういうものを見ていかなければならないということがございますので、様々な観点をやはりじっくりと検討していかなければならないと思っております。</p> <p>拙速な結論なり方向性というのはやはり慎むべきであろうかと思っておりますので、これはもう先ほどもお2人の委員も同じようにおっしゃっておりますが、ここまで重ねてまいりました議論をさらにじっくりとよりよいものにするのが求められるのではないかと私は考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。</p>
木村教育長	<p>委員の皆様からもありましたように、将来的になわての子どもたちの本当によりよい環境、ハード面ソフト面とともにですが、また一緒に作っていただけらと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>他にございますか。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
木村教育長	<p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。</p> <p>これもちまして、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年7月14日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 佃 千春